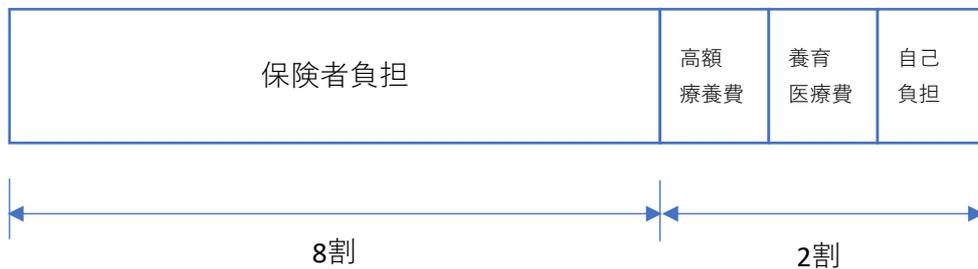


南風原町 未熟児養育医療のしおり



未熟児養育医療は、出生時の体重が2,000 g 以下、または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う制度です。所得に応じて費用の一部負担がありますが、委任状により子ども医療費助成制度で相殺ができますので、子ども医療費助成（申請先：子ども課）の手続きも行ってください。



お問い合わせ：南風原町 民生部 国保年金課 健康づくり班
南風原町字宮平697番地10（ちむぐる館）
☎098-889-7381

入院養育が必要と認められましたら、お子さまが入院中に申請してください。
お子さまが退院されてからでは申請できませんのでご注意ください。

■対象者■

南風原町に住所を有する法第6条第6項に規定する未熟児で、次のいずれかの症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者

- (1) 出生時体重2,000 g以下のもの
- (2) 生活能力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの病状を示すもの
 - ア 一般状態
 - (ア) 運動不安、痙攣があるもの
 - (イ) 運動が異常に少ないもの
 - イ 体温が34°C以下のもの
 - ウ 呼吸器、循環器系
 - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - (イ) 呼吸数が毎分50を越えて増加傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - (ウ) 出血傾向の強いもの
 - エ 消化器系
 - (ア) 生後24時間以上排便のないもの
 - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの
 - オ 黄疸
 - (ア) 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

■対象となる医療■

指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療のうち、保険適用となる診察や薬剤、医学的処置、食事療養費（ミルク代）等が対象となります。

※ 未熟児の治療以外の治療、差額ベッド代、文書料などの保険適用外のもの是对象となりませんので、病院窓口で支払っていただく必要があります。

■給付の決定■

すべての書類がそろってから給付の可否を決定し、申請者及び医療機関へ通知します。
承認された場合は医療券を送付します。

■申請に必要なもの■

(申請書等は扶養義務者をご記入ください。)

<input type="checkbox"/> 養育医療給付申請書	
<input type="checkbox"/> 世帯調書	世帯調書は、受療者であるお子さんも含めて世帯全員を記入してください。
<input type="checkbox"/> 養育医療意見書	お子さんが治療を受ける指定養育医療機関の医師に記入してもらってください。
<input type="checkbox"/> 委任状	自己負担額を保護者に請求せずに、こども医療費で相殺するための委任状となっています。
<input type="checkbox"/> 同意書	子と同一生計の扶養義務者(父、母、祖父母等)全員徴収額の算定のため所得税額等や世帯状況を照会するための同意書です。課税状況の確認の対象となる世帯員は全員署名してください。
<input type="checkbox"/> こども医療費助成金受給資格者証	保険証発行後、こども課で申請して交付を受けてください。
<input type="checkbox"/> 健康保険証	父母および子(受療者)
<input type="checkbox"/> 個人番号のわかる書類	子と同一生計の方全員 マイナンバーカード、通知カード、通知書または個人番号記載の住民票等

**※すべての書類がそろっていない場合でも
お子さまの入院中に申請書・養育医療意見書をご提出ください。**

■内容に変更があった場合は手続きが必要です■

- 住所の変更
- 世帯階層区分、扶養義務者等の変動
- 医療保険の変更
- 受給者証の紛失等

※転院する場合：申請書と転院する理由を書いた医師の意見書が必要となります。

※治療期間の延長：申請書と延長する理由を記載した医師の意見書が必要となります。